

児童福祉・母子保健の担当窓口 が教育委員会になります

広川町の子育て対策事務を教育委員会内の子育て対策班に集約することとなりました。

令和5年度より、下記の事務につきましては、担当窓口が教育委員会となりますので、お知らせします。

ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

児童福祉・母子福祉

- ・ 児童手当・児童扶養手当
- ・ 在宅育児支援事業給付金
- ・ のびのび子育て支援給付金
- ・ 母子寡婦福祉資金
- ・ 母子福祉連合会 など

母子保健

妊娠期から継続した支援をしていきます。

- ・ 妊娠届出
- ・ 子育て世代包括支援センター
- ・ 乳幼児健診・健康相談
- ・ 妊婦一般健康診査費助成事業
- ・ 新生児聴覚検査費助成事業
- ・ チャイルドシート購入費助成事業
- ・ 一般不妊治療費助成事業
- ・ 出産・子育て応援ギフト
- ・ 母子保健推進員 など

※健診等の事業については、これまでどおり保健福祉課の保健師も連携しながら進めていきます。